

設置・設定・修理作業等のサービス約款

プラネットワークス株式会社

第 1 条(適用範囲)

本約款は、プラネットワークス株式会社（以下、当社）が、第2条に定める対象製品に対して、第3条に定めるお客様へ、提供する各種設置・設定・修理サービス(以下、本サービス)に適用されるものとします。

第 2 条(対象となる製品)

本サービスの対象となるパーソナルコンピュータ、サーバー、ネットワーク機器等の製品(以下、対象機器)は、当社が販売、提供した製品。但し、アクセサリやオプション、部品供給の終了した正規メーカー製品や旧製品は、本サービスの対象外とする場合があります。

第 3 条(対象となるお客様)

本サービスの対象となるお客様は、SecureMinder オンライン資格確認をご契約したお客様とします。

第 4 条(目的)

本サービスは、お客様が安心・安全に対象機器をお使いになれるよう、以下の場合の当該対象機器に対し、設置及び対象機器の仕様の範囲内でお使いになる上で必要な機能・性能の設定、修復または、維持(原状回復)することを目的とします。

- (1)当該対象機器を新たに設置・設定した場合
- (2)当該対象機器が故障をした場合
- (3)当該対象機器が本来の性能・機能が発揮できなくなっている場合

※第 8 条第 4 項に記載の部品保有期間を過ぎた対象機器は、本サービスの提供ができない場合があります。

第 5 条(お申込)

1. 本サービスのご利用に際し、お申込書およびご利用約款の承諾により、本サービス提供に関する契約が成立するものとします。
2. 当社担当員が対象機器設置保有場所へ訪問して、本サービスを提供する場合も、上記個人情報及び付帯情報を、当社へお預けいただくものとします。但し、当該個人情報については、第 11 条に定める通りに取り扱うものとします。
3. 本約款に定める場合の他、お申し出の内容や対象機器の状況、その他の事情により本サービスの提供ができない場合があり、当社の任意の判断でご依頼をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

第 6 条(料金)

1. 本サービスのご利用料金は、以下の料金の合計とします。
 - (1)出張料 出張修理の場合には、修理料金の他に当社規定の出張費用をご負担いただきます。なお、一部エ

リアによりフェリーなどの特殊料金や遠方距離費用を加算させていただく場合があります。

- (2)見積書・各種報告資料作成料 お客様のご依頼による見積書や修理に関する各種報告書及び資料等の作成は有料となります。
 - (3)修理サービス料 修理サービス料は、修理実施に伴う、技術料+部品代の合計です。修理のご依頼があり、点検の結果、対象機器に異常がない場合は、別途当社が定める点検の技術料をお客様にご負担いただく場合があります。なお、部品代については保証期間内であれば無料となります。
 - (4)営業時間外・休日指定料金
出張修理の場合、営業時間外および休日(日祝)の指定については指定料金をいただきます。
2. 本サービスが履行された後、第6条に定める料金を修理完了後の「請求条件」に基づく口座振込でお支払いいただきます。
 3. 当社が修理を完了した日から2週間以内に同一症状・同一箇所(同一部品)の故障が発生した場合、当該再修理料金は無料となります。なお、再修理扱いになるか否かは当社にて判断させていただきます。
 4. 本サービスをキャンセルされる場合
 - (1)訪問のキャンセル連絡を頂いた時間がお約束の時間から2時間をきった場合(朝9:00~11:00の訪問については、前日の夜10:00までにキャンセル連絡を頂けなかった場合)にかかります。
 - (2)修理診断後、見積り金額をご提示後にキャンセルされた場合は、出張料をご負担いただきます。
 - (3)当社が提示した見積り金額による修理サービスの実施に同意された場合、それ以降のキャンセルはお受けできません。当該金額に同意され次第、修理作業等を開始させていただきます。

第7条(業務委託)

当社は、本サービスの全部または一部を、当社が定める協力業者に対し委託する場合があります。

第8条(部品取り扱い)

1. 本サービスの提供に必要な補修部品は、当社が修理診断の実施により判断し、お客様に確認の上、交換することを基本とします。
2. 補修部品は、本サービスを継続的かつ安定して提供し、かつ環境保護の観点から、当社 の判断により再生部品または代替部品を使用する場合があります。
3. 部品交換で取り外した故障部品につきましては、リサイクル利用や分析などを目的に、 当社の判断で回収させていただく場合があります。
4. 本サービス対象機器の補修部品がメーカーの供給期間を経過している場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

第9条(対象機器の取り扱い)

対象機器をお預かりし、本サービスの提供後、お預かりした日より起算し90日経過後も、当該対象機器のお引取をいただけない場合、当該対象機器は当社に帰属し、当社の判断にて処分できるものとします。なお、この場合、当該対象機器の保管に関わる費用並びに、処分に要する費用などの一切を、本サービスの依頼者であるお客様へ、当社より請求させていただきます。

第 10 条(データの取り扱い)

1. お客様により対象機器内の記録装置・記録媒体に記録されたデータ(画像、音声、その 他お客様が機器内に記録されたデータ、以下総称して「お客様記録データ」といいます。)、は、当社が 作業に必要と判断した場合、初期設定等(工場出荷時等)に戻す場合があります、その際、これらのデータは失われますので、お客様にて必ずお客様記録データのバックアップをお願いいたします。
2. 対象機器の修理作業等にあたっては、細心の注意を払いますが、作業の過程で対象機器 内のお客様記録データの破損・消失等 が生じる場合があります。当社は当該データの破損・消失等に関する責任は負いかねますのでご了承ください。
3. 対象機器内のお客様記録データや機器記録データは、故障の状況・改善等の確認のため、 取り出しや複製等必要最小限の範囲で当社が使用させていただく場合があります。但し、その場合、それらのデータは本サービスの目的以外に活用することはありません。
4. 対象機器内の機器記録データは故障要因を特定するため修理作業にて収集させていただく場合があります。
5. 対象機器内の機器記録データの活用にあたっては、第 11 条(個人情報 の取り扱い)の規定を遵守するものとします。

第 11 条(個人情報の取り扱い)

当社は、お客様よりいただいた氏名・住所などの個人情報(以下、 個人情報)を、ウェブサイト上に掲載するプラネットワークス株式会社「個人情報保護方針」に従い適切に取り扱うものとします。また、個人情報は、「個人情報の利用目的」に従い本サービス提供の目的のために、宅配業者ならびに第7条に定める協力業者に提供させていただきますが、お客様は、あらかじめこれに同意するものとします。

プラネットワークス株式会社・個人情報保護方針及び個人情報の取扱いについて(利用目的)

https://pc99.org/privacy_data_policy.html

第 12 条(承諾事項)

本サービスを提供するにあたっては、第 10 条に規定した対象機器内の機器記録データ情報と、それらをお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、生年月 日)と組み合わせた秘匿性の高い個人情報は事前にお客様から承諾を得るものとします。

第 13 条(損害賠償)

1. 本約款に定める事項並びに当社過失を除き、お客様に生じた損害(逸失利益、第三者からの損害賠償請求、対象機器の故障・不具合などにより当該機器を使用できなかったことによる損害)は、当社では一切責任を負いません。
2. 当社の故意または重過失による場合を除き、当社の過失に伴い、お客様への損害賠償を行う場合も、当該対象機器の見積作業費相当する額を上限とします。

第 14 条(反社会的勢力との関係排除)

お客様が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第 2 条第 2 号

に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊 知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人)であることが判明した場合には、当社はかかる事由が生じた時点以降いつでも、何等の催告を要することなく、保証契約の全部または一部を解除できるものとします。

第 15 条(不当要求行為およびカスタマーハラスメントへの対応)

お客様は、当社および関連会社に対し社会通念上相当な範囲を超える行為(下記1~10)を行う事はご遠慮ください。これらの行為があったと当社が判断した場合、催告その他の何らかの手続きおよびいかなる損害の補償も要することなく、本サービスの提供を直ちに中止することができるものとします。更に当社が悪質と判断した場合には、警察・弁護士等に連絡の上、適切な対処をさせていただきます。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布(手段に関係なくSNSやインターネットも含む)し、偽計または威力を用いて当社の名誉・信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為や誹謗中傷
- (5) 侮辱、人格を否定する言動
- (6) プライバシーの侵害行為
- (7) 保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰な要求
- (8) 合理的理由のない謝罪要求や関係者への処罰の要求
- (9) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (10) その他前各号に準ずる行為

第 16 条(約款の変更)

1. 本約款は当社によって改定される場合があります。この場合、本サービスのご利用条件は、変更後の最新の約款によるものとしますので、最新の内容をご確認ください。
2. 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、Web サイトに表示した時点により、効力を生じるものとします。
3. 本約款の変更・追加・停止または中止等によりお客様が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

本約款は、日本国の法令に準拠します。

以上

制定日:2024 年 12 月